

小売店の皆様へ



あさひかわ 食品ロス 削減協力店 募集

旭川市では、食品ロス削減の取組を実践する小売店の皆様を「あさひかわ食品ロス削減協力店」として登録し、応援しています。

ぜひ登録いただき、食品ロス削減に御協力をお願いします。

登録要件

次の取組項目のうち、いずれか1つ以上取り組んでいること。

取組項目	取組内容（例）
少量ロット販売	・ばら売り，少量パック，量り売りなど，食料品の少量ロットの販売
掲示物等での啓発	・掲示物等の広報資材による食品ロス削減に向けた周知啓発 （「てまえどり」，食べきり・使い切りのレシピや保存方法の紹介，店内放送やインターネットでの啓発など）
見切り販売	・消費期限，賞味期限の迫った食料品の見切り（値引き）販売
商慣習の見直しによる販売期間の延長	・従来の「3分の1ルール※」による販売期限より長い販売期限の設定 ※製造日から賞味期限までの期間を3等分し，最初の3分の1までを納入期限，次の3分の1までを販売期限と定める商慣習
フードバンク活動等への支援	・フードバンク，こども食堂などへの食料品の寄付やフードドライブ活動の実施
その他	・上記のほか食品ロス削減のための取組 （惣菜の調理での食材の使い切りや規格外野菜の活用，肥料化・飼料化などによる食品リサイクルの実践など）

< 申請・問合せ先 >

旭川市環境部
廃棄物政策課

登録申請方法は裏面を御覧ください。

TEL 0166-25-6324 FAX 0166-26-7654



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

申請方法

次のいずれかの方法で申請を行ってください。

①LoGo フォームによる電子申請（推奨）	次の URL 又は二次元コードからアクセスし、必要事項を入力してください。 申請する店舗数が多い場合は、「②電子メールでの申請」を推奨します。 https://logoform.jp/form/iLZf/450625 
②電子メールでの申請	次の URL 又は二次元コードから申請書をダウンロードし、必要事項を入力の上、電子メールに添付して送付してください。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/509/521/3/d072496.html 申請先アドレス：haikibutsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp 
③郵送, FAX, 持参による申請	申請書様式：「②電子メールでの申請」の URL 又は二次元コードから申請書様式への入力（記載）を行い、郵送, FAX 又は持参してください。 住所：〒070-8525 旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市総合庁舎 5 階 宛先：環境部廃棄物政策課 FAX 番号：0166-26-7654

登録店舗には

市ホームページでのお店の紹介のほか ① 登録書, ステッカー ② 啓発ポスター・ポップ をお送りします。ステッカーは店舗に掲示をお願いします。



食品ロスを削減しましょう！ 食品ロス削減ポータルサイトの御紹介

食品ロスの現状や、削減につながる家庭や事業者の取組, 活動, イベント, 調理動画などを紹介する特設サイトです。事業者や団体の活動状況など、食品ロス削減に関する情報を集約して発信しています。ぜひ御覧ください。



旭川市食品ロス削減ポータルサイト

コンテンツ一覧

